

第58回広島2人デモ

2013年7月19日(金曜日) 18:00～19:00 飛び入り歓迎

閃電

危険で違法な大飯原発再稼働を止めましょう



原子力委員会報告にみる日本国民の原発への態度

再び"フクシマ事故"が起きる → 80%

"フクシマ事故"は収束していない → 90%以上

本当に"ねじれ"ているのは
日本国民の政治への態度

なぜ原発推進の自民が圧勝？日本国民のねじれ現象

放射線被曝に安全量はない

世界中の科学者によって一致承認されています。

本日のトピック

- 「原発に対する態度」と参議院選挙の政治選択で鋭い「ねじれ現象」を見せる日本の国民
- 空間線量率と年間被曝線量
福島県で使われている避難基準と実効線量
ICRPの新機軸、「3つの被曝状況」による被曝上限値
年間1mSvでも実は被曝過剰
- 安倍首相、憲法9条改変を明言
- 自民党石破幹事長、国防軍創設、軍法会議設置構想を明言

「原発に対する態度」と参議院選挙の
政治選択で鋭い「ねじれ現象」を
見せる日本の国民

参議院選挙もいよいよ終盤戦にかかってきました。NHKなどマスコミは「衆参ねじれ現象」の解消が今回選挙の焦点などとあからさまに政権与党に有利な世論操作をさりげなく行っています。また7月17日付け朝日新聞朝刊トップも「自民、改選議席倍増の勢い」と自民圧倒的有利を客観報道と称して伝えています。

(私はこの報道は公職選挙法違反ではないかと思うのですが。実際イタリアでは国政レベルの投票では、投票に影響を与えるとして投票日2週間前から世論調査発表禁止です)しかし、私はそれとは別に自民党に投票する有権者の態度にクビを傾げるのです。自民党は明らかに「原発推進」に積極的です。公約にも掲げています。ところが圧倒的多数の日本人は原発を直ちにやめるべきあるいは段階的に縮小すべきと考えているからです。いえ、信頼性に乏しいNHK、共同通信、朝日新聞などといった既成メディアの世論調査のことを言っているのではありません。

2013年7月17日、日本の原子力政策の基本を決める原子力委員会は臨時会合を開きました。この日の会合の重要議題は、原子力開発予算の骨格に関する話題と中国との原発開発協力でした。その中に混じって、東京女子大名誉教授・広瀬弘忠氏が「原子力発電をめぐる世論の変化」と題する報告を行いました。広瀬氏はこの問題に関して一貫して研究を続けている研究者です。原子力委員会は初代委員長正力松太郎氏(現在の読売新聞の実質的創業者)以来一貫して日本の原発推進の行政最高司令官です。それだけに日本国民の原発に対する「世論」についてはいつも神経をとがらせています。といってマスコミの半ば世論誘導めいた、いい加減な世論調査を信用するわけにはいきません。科学的で信頼のあける調査結果を必要とします。

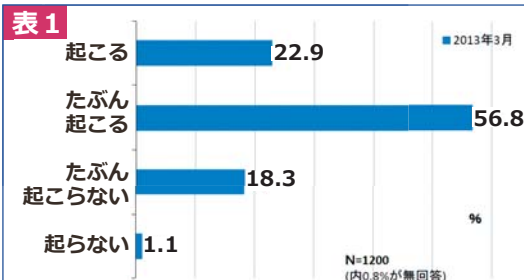
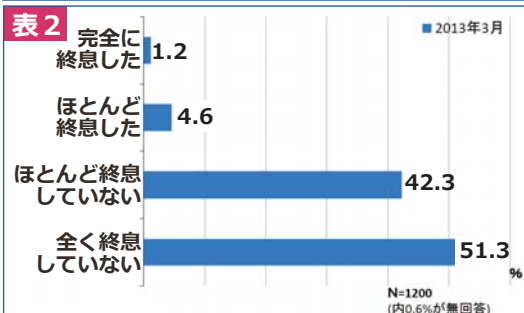
(次ページに続く)

黙っていたら
"YES"と同じ

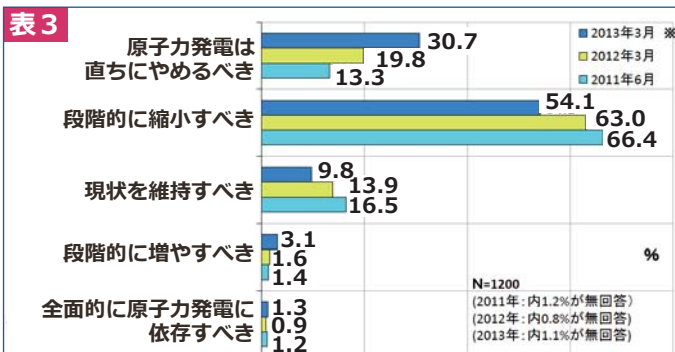
広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてくだされれば幸いです。

2013年7月17日原子力委員会に
提出された国民アンケートより各地の原発再稼働で
福島第一原発と同程度の事故が起きる可能性

福島第一原発の現状について



日本の原子力発電はどうあるべきか

※2013年度の調査では、回答項目は「再稼働を認めず、直ちにやめるべき」「再稼働を認めて段階的に縮小すべき」「再稼働を認めて現状を維持すべき」「再稼働を認めて段階的に増やすべき」であった。

「原発に対する態度」と参議院選挙の政治選択で鋭い「ねじれ現象」を見せる日本の国民

<前ページより続き>

そこで広瀬名誉教授の出番となったわけですが、原子力委員会がこうした報告を受けるのはなにもこれがはじめてではありません。情報公開や透明化の原則が浸透したために本来は原子力業界の内部情報がこうして公開されるようになったのです。

私はこのアンケートの中身を見て実はやっぱりか、と思うと同時にホッとしました。というのは、この2年間「反原発」「反被曝」を訴えてこの問題に没頭し、**このまま再稼働されれば必ず第2の「フクシマ事故」が起こる、原発は今すぐやめなければいけない、と考え続けてきました。**ところが世の中の表面の反応に自分は少数派なんだ、多くの人は原発はもう事故を起こさないと考えているんだ、と思いこんでいたからです。ところがこのアンケート調査結果を見ると、**私たちは少数派どころか、多数派、それも圧倒的多数派であることを示している**のです。

前頁表1は、**原発が再稼働したらフクシマ事故同様の事故が起こると考えている人が80%以上を占めていることを示しています。**私と全く同じ考えです。

また表2は「フクシマ事故」は収束（終息）していないと考えている人がなんと**95%近く**占めています。政府やマスコミの言うことはうそっぱちと圧倒的多数の人が考えているのです。

また表3は、「**原発直ちにやめる**」あるいは**段階的にやめるべきと考えている人が常に80%存在**することを示しています。

表4は災害時信頼できない情報源として「**政府や官庁**」、「**テレビ局の独自放送**」、「**民間の調査機関やシンクタンク**」をあげ、想像した以上に日本人が健全な情報選択センスをもっていることを示しています。

表5は東日本大震災で発生した災害要素「地震」「津波」「原発災害」(これは**自然災害ではなく人工災害ですが**)のうち最も深刻なのは？という質問に**60%以上の人が「原発災害」と答え、またその比率は時間の経過とともに増えているのが実情**です。「風化するフクシマ原発事故」のマスコミの大宣伝がいかにかデータメカがわかります。

また表6は放射線被曝の不安を80%以上の人が抱いていることを示しています。

ところが表7は、そういいながら**被曝の被害は自分は受けない、あるいはほとんど受けないと思う、人が半分以上もいる**ことを示しています。

実はこの点が、原発推進勢力の一縷の望みであり、また反原発勢力のアキレス腱です。実際には**フクシマ事故の放射能は全国に影響をおよぼし始めており、先週のチラシでもお伝えしたようにまず高齢者層を襲って死亡の増加をもたらし始めています。**ところがまだ国民全体がこれにピンときていないことをこのデータは示しています。自分自身の健康に直接影響があるんだ、とわかった時、反原発への流れはせき止めがなくなるでしょう。逆に**原発推進勢力は、「放射能の影響はない。あっても大したことはない」と宣伝にこれつとめる**でしょう。勝負は反原発ではなく、すでに「反被曝」に移りつつあることをこのデータは示しています。この調査報告を行った広瀬名誉教授は、その結語の中で、原発や核廃棄物に対する国民の危機感が高まっている、政府は信頼されていない、日本の世論は原発の存続に否定的である、と原発推進勢力の司令塔の一つである原子力委員会に警告を与えています。

ところで私がクビを傾げるのは日本国民の原発に対する認識とその政治行動の間にある「ねじれ現象」です。**ここまでわかっているのになぜ原発推進の先頭にたつ自民党に投票するのか、**という疑問です。一つには原発・被曝問題に全く触れようとしない安倍政権の戦略が効を奏しているのかもしれない。あるいは国民の側にまだ原発被曝問題を甘く見ている要素があるのかもしれない。しかし**もう一度「フクシマ事故」が日本のどこかで起きれば、経済成長も豊かな生活もなにもかも失ってしまうことは確実**です。

表4 災害に関して最も信頼できない情報源

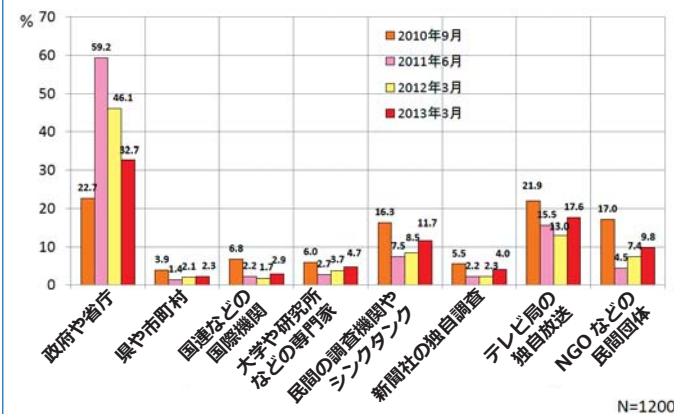


表5 東日本大震災で起きた「地震」「津波」「原発災害」のうち最も深刻な被害を与えた災害は何か？

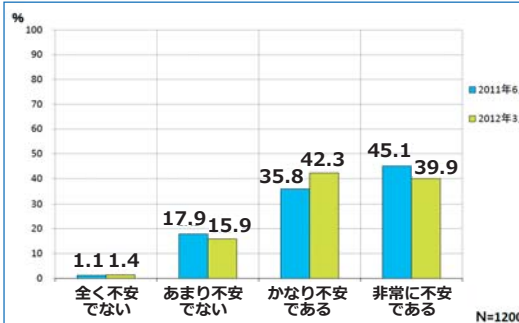
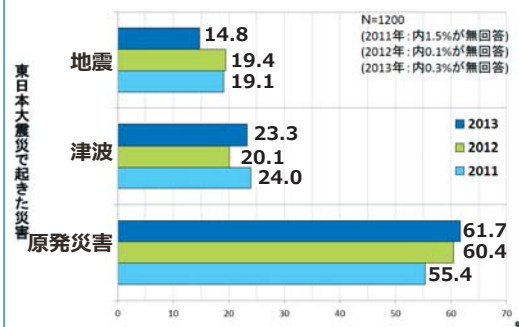


表6 今回の原発事故による放射線被曝への不安

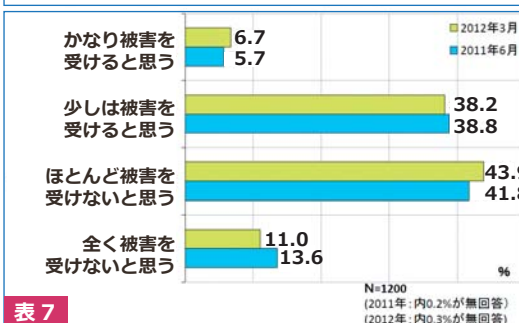


表7 今回の原発災害で自分自身健康被害を受けると思うか

- 表8 結語
- 福島第1原発事故以来、日本人の原発および核廃棄物に対する危機感が強まっている。
 - 事故・災害情報源としての政府の信頼度は低い。
 - 国民の多くは原発事故は再び起こると信じている。
 - 国民の多くは、政府・地方自治体の原発事故対策は不十分だと感じている。
 - 多くの国民が原発を段階的に縮小すべきだと考えている。

日本の世論は原発の存続に否定的である。
原子力政策は、立地地域住民だけではなく、国民の理解と支持を得なければ成り立たない。

空間線量率と年間被曝線量

空間線量率とはよく聞く言葉です。これは「ある空間に存在する 1 時間あたりのガンマ線の量」のことです。単位は本来は Gy/h (1 時間あたりのグレイ) ガンマ線で内部被曝損傷をするケースは極めて限られますから、これはほぼ外部被曝健康損傷の目安となる単位です。一方 Sv (シーベルト) は、放射線から受ける人体の健康影響を表す実効線量の単位です。本来は内部被曝と外部被曝双方から受ける健康影響を示す単位概念です。 **そもそも放射線から受ける影響は人によって、被曝状況によって、年齢によって、男女によって、千差万別ですからこれを定量化する“実効線量”という概念自体も非科学的な概念です。** さらに驚くのはこの空間線量率を実効線量に換算することができるということです。しかし実際にはそうして換算しています。そのカラクリは表 9 に示しましたのでご覧ください。ここでは**空間線量率から換算された“実効線量”(シーベルト)は実は、外部被曝しか表現していないのだ、ということを確認しておきましょう。**

福島県で使われている避難基準と実効線量

表 11 は**現在福島県で実際に使われている実効線量による避難基準**です。3 つに分かれています。避難指示準備解除区域、居住制限区域、帰還困難区域です。すべて 1 年間に受ける放射線の影響度合い、すなわち実効線量 (シーベルト) で表現されています。この実効線量はどのように導かれたもののでしょうか？それは表 9 のプロセスでその地域の空間線量率から導かれたものです。すなわち**外部被曝の影響しか表現できていない**のです。日本政府が無批判に導入している ICRP 学説では内部被曝のリスクも外部被曝のリスクも全く同じとしていますので、上記のようなトリックが成り立ちます。しかし、**実際には外部被曝と内部被曝のリスクの差は 100 倍から 1000 倍 (核種や被曝状況によって違う) ということがわかっていますので、外部被曝線量だけに基づく避難基準には全く意味がありません。**これは驚くべきことですが、福島の人たちは全く無意味な基準に従って避難させられ、あるいは除染が終了したと称して帰還させられ、被曝させられています。

ICRPの新機軸、“3つの被曝状況”による被曝上限値

「年間 1mSv の追加被曝実効線量が上限値」という話をお聞きになったことがあるでしょうか？これも ICRP が勧告する一般市民の被曝上限値のことです。ここで「追加」といっているのは**自然放射線の被曝に対して追加される被曝線量、という意味**です。現在 ICRP 派の学者は年間 1 人あたり 2.4mSv (世界平均) の自然放射線による被曝をしている、と主張していますのでそれをそのまま受け入れれば、「年間 1mSv の追加被曝が公衆の被曝上限値」というのは「**自然放射線 2.4mSv+ 人工放射線による追加被曝 1mSv=3.4mSv**」を上限とする、という意味になります。それがなぜ表 11 で見たように年間 20mSv だの年間 100mSv だのという数字が飛び交っているのでしょうか？追加被曝年間 1mSv 以上はすべて避難、ということにならないのでしょうか？それは表 10 に見られるように ICRP が“3 つの被曝状況”を 2007 年勧告と 2009 年勧告で新たに作りだし、被曝強制を強化し、フクシマ事故で政府が盲目的にとりいれたためです。

年間1mSvでも実は被曝過剰

それでは、年間 1mSv までの追加被曝ならほぼ安全圏なののでしょうか？実はそうではありません。1986 年のチェルノブイリ原発事故以降被曝の研究が世界的に進み、内部被曝の健康リスクを考えると**年間 1mSv の追加被曝でも十分危険であることがわかってきています。**表 12 に表示したように、ユーラトムは年間 0.35mSv を推奨していますし、ドイツはドイツ放射線防護令で年間 0.3mSv と法律で定めています。また欧州放射線リスク委員会という科学者団体は年間 0.1mSv を勧告しています。**今福島でどんなデタラメと不正義が行われているか**おわかりだと思います。広島から、微力な私たちが歯がみするほど悔しい思いをしています。

表 9 空間線量率を年間被曝実効線量にどうやって換算する？

ICRP 学派の人たちは、時に驚くような概念のアクロバットを行います。その一つが空間線量率から年間被曝実効線量への換算です。「空間線量率」は、対象とする空間の単位時間当たりの放射線量で本来単位は Gy/h (グレイ：毎時) です。従ってこれは対象とする空間のガンマ線の量を明示しています。一方実効線量 (単位は Sv) は放射線から人体が受ける影響の大きさを表します。全く単位概念の違うこの 2 つの概念をどうやって換算するのでしょうか？トリックのタネは、空間線量率 Gy を強引に Sv (人体に対する影響度) に読み替えることから出発します。つまり空間線量率 1Gy は 1Sv である、と読み替えてしまうのです。次に様々な条件を設定して、その条件が全く変わらないと仮定して換算していくのです。

その強引な手法を環境省の Web サイト、「年間被ばく線量の推計値と実測値との比較」 (<http://josen.env.go.jp/>) というコラムにみてみましょう。

「空間線量率をもとにした年間の追加被ばく線量の推計では、1 日の滞在時間を屋内 16 時間、屋外 8 時間とし、“屋内における木造家屋の遮蔽効果を 0.4”として推計します。」

上記のような仮定を設けておいて、空間線量率 1μGy/h を次のように年間被曝実効線量に換算して見せます。なお 1μGy/h は、対象空間には 1 時間あたり 1μGy のガンマ線が飛び交っていますよ、という意味です。

- 1μGy = 1μSv
- 空間線量率 0.23μGy/h = 0.23μSv/h
- 0.23-0.04μSv/h (大地からの自然放射線線量率) = 0.19μSv/h
- 0.19×8 時間 (戸外) + 0.19×16 時間 (戸内) ×0.4 (遮蔽効果) = 2.736μSv (1 日の被曝実効線量)
- 2.736μSv×365 日 = 998,64μSv = **1mSv**

「0.23μSv/h は年間被曝線量 1mSv」はこのように計算されます。そして同様に

空間線量率 1μSv/h は年間 5mSv の被曝実効線量
空間線量率 3.8μSv/h は年間 20mSv の被曝実効線量

と換算されています。もうお気づきだと思いますが、**空間線量率から年間被曝線量を換算する場合は外部被曝だけしか表していません。内部被曝による損傷は全く考慮に入っていません。**全くバカバカしいような概念の遊びですが、これが実は避難計画の目安として使われている概念なのです。

表 10 ICRP (国際放射線防護委員会) 勧告による 3 つの被曝状況

状況	被曝状況説明	許容被曝上限
緊急被曝状況	原発苛酷事故で大量の放射能が環境に放出されている状況	20mSv ~ 100mSv
現存被曝状況	大量の放射能放出は止まったが、まだ平時の線量に戻らない状況	1mSv ~ 20mSv
計画被曝状況	平時の状況。核施設は平時でも放射能を放出するので計画被曝	1mSv 以下

ICRP2007 年勧告と 2009 年勧告で登場した新たな被曝強化政策。許容被曝上限値は、それぞれ状況において当局が選択する。フクシマ事故が“3 つの被曝状況”勧告の最初の適用例となった。フクシマ事故では、避難の基準を 20mSv においた。このため福島県内の子どもたちが、20mSv 以下であるとして現在も大量の被曝に曝されている。チェルノブリ事故では 5mSv を基準として、避難・一時移転の対象とした。

表 11 現在福島県内 3 つの避難基準

避難指示解除準備区域	10 ~ 20mSv	“除染”を行い、線量が表面下がったところから、住民に帰還を促している。
	5 ~ 10mSv	
	1 ~ 5mSv	
居住制限区域	20 ~ 50mSv	扱いは“緊急被曝状況”。除染を行い 20mSv 以下になったら住民に帰還を促そうとしている。
帰還困難区域	50mSv 超	今なお“緊急被曝状況地域” 20mSv 以下になる見通しが全く立たない。

避難指示解除準備地域に 3 種類できたのは、当初政府は 20km 以内を避難地域としたため。実際は汚染はまだらとなった。そこで汚染度で 3 つに分けて帰還促進政策をとることとした。

表 12 年間公衆被曝線量 上限規制値例

国際放射線防護委員会 (ICRP)	1mSv ※
欧州原子力共同体 (Euratom)	0.35mSv
ドイツ放射線防護令	0.3mSv
欧州放射線リスク委員会 (ECRR)	0.1mSv

※計画被曝状況時 (つまり原発事故のない時)

安倍首相、憲法9条改変を明言

安倍首相は、参議院選挙のまっただ中、長崎遊説中、長崎国際テレビのインタビューに応じ「参議院選挙後、憲法9条改正を手掛けたい」と発言しました。（収録は7月12日、放映は15日）もしこの発言が首相として行われたものなら、明白に憲法99条違反です。日本の憲法は、天皇又は摂政及び国務大臣などは、憲法を尊重し擁護する義務を負うとしています。（表13参照のこと）。憲法改正については唯一96条にその規定があり、国会のみが発議（両院議員の賛成2/3以上）できることになっており、**天皇や国務大臣は憲法を擁護する義務しかありません**。もちろん安倍氏は自民党総裁ですから、自民党総裁として憲法改正を提案することはできません。しかし長崎国際テレビでの発言は明らかに首相としてのものであり憲法違反の疑いが濃厚です。自民党はすでに憲法改正案を整備しており、自民党案はインターネットで自民党のWebサイトで読めます。表15はその自民党案の関連条項ですが、現行憲法9条（表14参照）と比較して見ると、明らかに第2項を変え、自衛隊から国防軍とし、「自衛権」と称して、戦争をすることを容認する内容になっています。戦前軍国主義盛んな頃、自衛のためと称して、台湾、朝鮮半島、満州（今の中国東北部）や中国本土、さらにはインドシナ（今のベトナム、ラオス、カンボジア）、マレー半島、インドネシア、南洋の諸島に次々軍事侵略していった歴史を私たちに想起させます。**さらに一層不気味なのは、この安倍首相の発言を日本の主要マスコミが一切報道しないことです**。右翼系新聞であるサンケイ新聞が比較的大きく取り上げたほか共同通信が短く伝えるのみです。ところが英語メディアではジャパン・タイムスが大きく報じたほか、毎日新聞の英字紙や朝日新聞の英字紙が報じ、共同通信の英語版で世界中に報じられています。韓国の朝鮮日報や中国の人民日報、アメリカのニュースサイト、グローバルポストもこれを大きく報じました。**まさに知らぬは日本国民ばかりなりの状態です**。恐らく安倍首相のことですから、参議院選挙で圧勝した後、憲法改正についても圧倒的な支持を得た、と主張するための発言と考えられます。日本語メディアが沈黙を守っているのは、この発言で参議院選挙の自民党に悪影響が出ないようにするため、と考えられます。

自民党石破幹事長、国防軍創設、軍法会議設置構想を明言

安倍首相の9条改変、国防軍創設発言で思い出されるのは今年4月「週間BS-TBS報道部」という番組で行った不穏な発言です。この番組で石破氏は安倍氏同様、国防軍創設を力説し、その上で**上官の命令に従わない兵隊は軍法会議（秘密裁判）**にかけて、**最高刑（死刑）**を課すべきと発言しました。引用します。

「これは国家の独立を守るためだ。“出勤せよ”と言われたときに、行きたくないという人がいないという保証は どこにもない。だから国防軍になったらそれに従えと。それに従わなければその国にある最高刑がある国なら死刑。人を信じないのか、と言われるけれど、やっぱり人間性の本質から目を背けちゃいけない」（抜粋引用）

この発言は主要マスコミが申し合わせたように詳しく報道しなかったため、一般には知られていませんでしたが、7月16日（前出安倍発言テレビ放映の翌日）になって東京新聞が大きな特集記事を組んだため、インターネットの世界を通じて一般にも知られるようになりました。（資料1参照のこと）この話はツイッターでも大きな話題となり、**自衛隊の家族からも反発**がでてきます。引用します。「自衛官を夫に持つ友人が、石破氏の“軍法会議”発言に“元談じゃない！”と烈火の如く怒っている。日頃、爆弾処理班として沖縄の不発弾を処理し、災害地域にも派遣されている旦那に、自民党は“自衛隊員が命令に背いたら死刑だと言えるよう憲法改正したい”と言ってるのだ。そりゃ怒るよ。」

安倍晋三（自民党総裁）、石破茂（同幹事長）のウルトラ右翼コンビが、もし参議院選挙で大勝したら、と私は不安になります。



＜写真は長崎新聞より
7月13日(土)9時57分配信
長崎市、鉄橋で演説する安倍首相＞
参院選の遊説先で長崎国際テレビ
番組のインタビュー（12日収録、
15日放送）に応じ、憲法9条改正
の必要性を明言

表13 現行 第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

表14 現行 第二章 戦争の放棄 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

表15 自民党改正案

（平和主義）

第二章 安全保障

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第九条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

（領土等の保全等）

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)

資料1

（2013年7月16日 東京新聞）

平和憲法に真っ向背反

石破 自民幹事長もくむ「軍法会議」 BS番組で9条改憲後の設置力説

自民党の憲法改正案で、憲法9条を廃止して自衛隊を「国防軍」にする構想が、その伴い、国防軍に「審判所」という軍事法廷が設けられるという法案も、軍事法廷の設置は禁じられている。防衛省の幹部は、この改憲案に賛同する。防衛省の幹部は、この改憲案に賛同する。防衛省の幹部は、この改憲案に賛同する。



「特別裁判所」は禁止…「審判所」で言い抜け？